

富士吉田市農業委員会 令和6年10月定例総会議事録

1 招集期日 令和6年10月28日（月）

2 招集場所 環境美化センター3階会議室

3 出席委員（12名）

会長 佐藤 万吉（第3番）

第1番	藤井 與三郎	第2番	小俣 創	第5番	小野 利壹
第6番	渡邊 和英	第8番	渡邊 孝治	第9番	宮下 師貴
第10番	權正 常夫	第11番	羽田 善行	第12番	勝俣 道明
第13番	志村 金三	第14番	滝口 倉一		

また、出席した農地利用最適化推進委員は5名であり次のとおりである。

遠山 克二、眞田 眞喜雄、羽田 隆、加々美 和也、滝口 等

4 欠席委員

第4番 小俣 俊子 第7番 遠山まさの

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第六 議案第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付申請について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 長田利彦

事務局次長 木勢美妃

会計年度任用職員 網倉郷美

7 開議 午後2時01分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。ただいまから、富士吉田市農業委員会 10 月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員 14 名の内、出席委員は 12 名であり、小俣俊子委員及び遠山まさの委員より欠席の連絡をうけております。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第 29 条により、各地区推進委員にも出席を求めています。推進委員の梶原久委員から欠席の連絡を受けておりますので、あわせて報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第 44 条の規定により、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、

第 8 番 渡邊孝治 委員、第 9 番 宮下 師貴 委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○ 議長（会長）

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後 2 時 04 分休憩）

（午後 2 時 05 分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

第1委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第1号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号3の9号につきましては、譲受人がトウモロコシの栽培を図るための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。10月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号3の9号の申請地は県営新屋団地の北東約190mに位置しています。申請地ではトウモロコシの栽培をするそうです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第1号 第4委員会の1件の朗読後】

第4委員会の受理番号3の10号につきましては、譲受人がマコモの栽培を図るための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（權正 常夫 君）

第4委員会から報告いたします。10月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号3の10号の申請地は鉱泉閣の北西約600mに位置しています。申請地ではマコモの栽培をするそうです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号の農地法第3条許可申請の2件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第四、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

第1委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第2号 第1委員会の2件の朗読後】

第1委員会の受理番号4の8号につきましては、申請人が住宅用敷地として使用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

受理番号4の9号につきましては、申請人親子が住宅用敷地として使用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。10月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現

地を確認しました。受理番号4の8号の申請地は、富士情報の西に道路を挟んで隣接しております。始末書によりますと、昭和32年ごろに申請人の父が住宅を建築し、居住していたそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。受理番号4の9号の申請地は、ココスの南西約100mに位置しております。始末書によりますと、昭和46年ごろに申請人が住宅を建築して居住しているそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の2件について採決いたします。第1委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の2件について採決いたします。第1委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第3委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第2号 第3委員会の1件の朗読後】

第3委員会の受理番号4の7号につきましては、申請人が住宅用敷地として使用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。10月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の7号の申請地は、浅間町会館の北東約110mに位置しております。始末書によりますと、50年ほど前に申請人の父が住宅を建築して居住しているそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号の農地法第4条許可申請の3件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

なお、第4委員会の1件については取り下げとなっております。

それでは、第1委員会の4件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第3号 第1委員会の4件の朗読後】

第1委員会の受理番号5の60号につきましては、申請地を住宅用敷地として利用している追認案件で、貸付人が弟である借受人に申請地を貸し付けるものです。用途地域内の第3種農地であり、違法状態を解消するものであるため、許可相当と考えます。受理番号5の62号につきましては、借受人が申請地を借り受け、店舗建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。こちらにつきましては、総面積が8,163㎡ありますので、県の諮問案件となります。

受理番号5の63号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、店舗建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。こちらにつきましては、総面積が1,630.22㎡ありますので、県の諮問案件となります。

なお、受理番号5の62号及び63号につきましては、富士吉田市中原土地区画整理事業に伴って、農地法第5条の許可申請が行われるものです。

受理番号5の64号につきましては、申請地を車両置き場として利用している追認案件で、賃借人が申請地を借り受け、事務所建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、違法状態を解消するものであるため、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。10月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の60号の申請地は、芙蓉実業北約90mに位置してお

ります。始末書によりますと、昭和 43 年頃に貸付人の父が住宅を建築して使用していたそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号 5 の 62 号と 63 号の申請地は、奥藤富士吉田店の国道を挟んだ南側に位置しており、店舗の建設を行う予定です。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号 5 の 64 号の申請地は、富士山駅の南約 30m に位置しております。始末書によりますと、約 30 年前から車両置き場として使用していたそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第 1 委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第 1 委員会の 4 件について採決いたします。第 1 委員会の 4 件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第 3 委員会の 1 件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第 3 号 第 3 委員会の 1 件の朗読後】

第 3 委員会の受理番号 5 の 56 号については、譲受人が申請地を買い受け、隣接する宅地等と一体利用し、住宅分譲用地とするものです。用途地域内の第 3 種農地であり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第 3 委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第 3 委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第 3 委員会から報告いたします。10 月 23 日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号 5 の 56 号の申請地は、富士吉田警察署の北西約 110m に位置しており、住宅分譲用地として利用するそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第 3 委員会からの説明について、

質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。次に、第5委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長(長田 利彦 君)

【議案第3号 第5委員会の2件の朗読後】

第5委員会の受理番号5の57号については、譲受人が祖父より申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。受理番号5の59号については、貸付人の孫の夫である借受人が申請地を借り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長(勝俣 道明 君)

第5委員会から報告いたします。10月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の57号の申請地は、丸ヶ丘公園の北東約110mに位置しており、住宅建築用地として利用するそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の59号の申請地は、学校給食センターの南西約150mに位置しており、住宅建築用地として利用するそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の2件について採決いたします。第5委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第6委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第3号 第6委員会の1件の朗読後】

第6委員会の受理番号5の58号については、貸付人が役員を務める会社の代表取締役である借受人が申請地を借り受け、駐車場及び資材置場とするものです。用途指定地域外の第2種農地ではありますが、住宅などが連坦しているエリアであり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第6委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第6委員会委員長（滝口 倉一 君）

第6委員会から報告いたします。10月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の58号の申請地は、石川魚店の東約150mに位置しており、駐車場及び資材置場用地として利用するそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第6委員会の1件について採決いたします。第6委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号の農地法第5条許可申請の8件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第六、議案第4号、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

こちらにつきましては、租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受ける農地等について、農業経営を行っている旨の証明書の交付申請であります。第1委員会の受理番号12の1号及び12の2号の農地については、いずれも申請者が農業経営を行っております。今後も農業経営が見込まれることから、証明書の交付は可能であると考え

ます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○ 第1委員会委員長（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。10月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号第12の1及び12の2については、農地として耕作していることを確認しました。今後も引き続き耕作していくとのことですので、証明書の交付をすべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の2件について採決いたします。本申請については、原案のとおり証明することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号の2件は、原案のとおり証明することに決定いたしました。

以上で、令和6年10月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会10月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

閉会 午後2時50分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和6年10月28日

富士吉田市農業委員会

会長（議長）	佐藤 万吉
--------	-------

委 員	渡邊 孝治
-----	-------

委 員	宮下 師貴
-----	-------